

国立大学法人三重大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(① 教育の成果)

- 1 体系的なプログラムとしての学士課程教育を展開するために、再定義されたミッションと3つの方針（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）の整合性・一貫性を再点検するとともに、ナンバリング（授業科目に番号・分類を付与することで、学修の段階や順序を分かりやすく表示したもの）に基づき修学の順序性や方向性を明示するカリキュラム・マップを策定し公開する。【1】
- 2 学生の自律的・能動的な修学を支えるために、三重大学Moodle（eラーニングシステム・授業のためのグループウェア・コミュニティツール）の全学的な展開を推進するとともに、修学達成度可視化システム及び三重大学eポートフォリオ・システム（電子化された学習成果物や学習履歴データ等を記録するシステム）を連動させ、修学PDCAサイクルとしての機能を強化する。【2】
- 3 本学教育目標である「4つの力」の修学達成度を多面的（質的・量的）に検証するため、さらには、教育課程の出口における教育の成果（アウトカム）を具体化し保証するために、「授業アンケート/学びの振り返りシート」による評価に加え、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価について、その目的、達成すべき質の水準及び具体的実施方法）を明確にするとともに、パフォーマンス評価を導入し、「4つの力」のルーブリック（成績評価基準）を策定するなど、知識やスキルの総合的な活用力を評価する方法を開発・改善する。【3】

(② 学士課程・大学院課程カリキュラム)

- 1 自律的・能動的修学力を高め、「4つの力」を育成するために、教養教育では、「読む・書く・話す・聞く」活動を有機的に関連づけようとするスタートアップ・セミナー及び教養ワークショップなどのアクティブ・ラーニング・プログラムを推進し、その成果を地域社会に向けて発信する。また、世界的な視野や多様な個別文化に対する洞察力を育成するために、学部学生全体の英語力を増進させるとともに国際理解などの科目群を充実させる。【4】
- 2 地域（三重県）という具体的なフィールドに即した思考力や問題発見・解決能力を育成するために、三重県の再発見につながる科目や防災・減災についての理解を深める科目など、教養教育における地域理解科目群の内容を拡充する。また、専門教育においても、地域の課題やニーズを反映した体系的な専門カリキュラムを構築するとともに、その成果について継続的に評価・検証する。【5】
- 3 地域に貢献する大学としての使命を果たすため、全学的協働体制のもと「地域志向科目群」「地域実践交流科目群」「地域イノベーション学科目群」という3つのス

ページで構成する「三重創生ファンタジスタ」の資格を認定する副専攻制度を立ち上げ、三重のイノベーションを推進する人材を育成する。【6】

4 地域に貢献できるとともに国際的にも活躍できる高度な専門職業人として必要な専門的知識、技能、教養を涵養するために、全研究科共通の教養科目を創設するなど大学院課程横断的なカリキュラムの構築と展開を加速させる。また、本学が設定したナンバリングやシラバスについて、提携する海外の大学との比較や分析を行うなどカリキュラムの国際通用性を検証する。【7】

5 本学の強みや特色を活かした高等教育改革を推進するために、複数の研究科の連携のもとに大学政策・経営論、大学カリキュラム開発論等、高等教育の実践的研究者を養成する課程やコースを創設する。【8】

(③ 教育指導方法)

1 学生の自律的・能動的な学修を促進するために、教養教育及び専門教育を通じて、PBLセミナーの開設数を平成27年度比2倍以上にするなど、アクティブ・ラーニング型の授業を拡充する。また、専門教育においても英語eラーニングシステム等の主体的修学をサポートするプログラムの活用を促進する。【9】

2 授業の事前・事後学修を含む学びの振り返りを習慣化させるために、科目の到達目標、事前・事後の学修内容、成績評価の基準等が明示され、学修の工程表として機能するシラバスに改善するとともに、「三重大学初年次教育テキスト」を作成し、教養教育の質を保証する。また、三重大学Moodle及び三重大学eポートフォリオの活用を促進するとともに、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）やTOEICスコアと連動する仕組みを導入し、学生が常に自己の学修状況を把握できるようにする。【10】

3 全学部・学科の専門教育の修学の質を保証するために、教育内容や教育方法をテーマとするFDを全学的に実施するとともに、ナンバリングを活用した学部・大学院横断的な授業の方法や形態を具体化する。また、各学部等の実態に即したCAP制（履修単位の上限を設定する制度）導入等、修学の質と量を確保するための体制を確立する。【11】

4 教育者や社会人として期待される能力と資質を涵養するために、SA（スチューデント・アシスタント）制度、TA（ティーチング・アシスタント）制度、RA（リサーチ・アシスタント）制度の拡充を図るとともに成果を検証し、職務を差別化するなど職務や資格に対する責任を明確にした採用方法や活動の展開の仕方を改善する。また、授業を構成する当事者として修学の責任や自覚を高めるために、授業の評価や改善の営みに学生も参画する学生モニター制度を立ち上げ、授業評価や授業の質の保証に生かす。【12】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(① 教育実施体制)

1 体系的な学士課程教育及び大学院課程教育を推進するために、教育会議に教学IRを担当する組織を位置づけ、多面的に教学情報を収集・分析し、学部・大学院の教育改善に向けてフィードバックする。【13】

2 学士課程教育及び大学院課程教育における先導的な教育実践とその評価方法を開

発するために、専任の教職員を配置するなど高等教育創造開発センターの組織を強化するとともに、その機能を教育実践及びその評価方法の開発に再編・特化し、全学的な展開を推進する。【14】

- 3 本学の教育目標の達成に向けて、教育実践の質を高めるために、三重大学教育GPの充実や教育実践の交流を推進するとともに、教員の教育力の向上に向けた制度や研修のあり方を開発し具体化する。さらには、その結果を検証することで機能を強化する。【15】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(①) 学生支援

- 1 学生生活全般に関わる支援を強化するために、経済的困窮度の高い学生に対する授業料免除及び徴収猶予取扱規程の見直し、学生寄宿舍の整備等、就学支援体制を充実させる。また、障がい学生支援室、学生なんでも相談室等の機能を強化するとともに、留学生政策の基本方針である学生の海外留学及び留学生の受入れに関する取組を推進し、各部局等と連携しながら、留学生、障がい学生を含めた学生の生活(修学)支援を拡充する。【16】
- 2 学生の就職・採用活動の支援のために、就職情報の提供、就職活動やインターンシップに関する支援を拡充し、キャリア教育との連携を図りながら、きめ細やかな就職支援を推進する。特に、人口流出超過状況となっている三重県において、若年層の県外への流出を防ぐため、地域課題に関する授業の展開や地域の自治体及び企業等との各種連携活動を通じて、学部学生の地元企業への就職率を平成26年度実績と比較し、10%増加させる。【17】
- 3 三重県下に質の高い教員を輩出するために、教員及び教育学部附属教職支援センターの連携による細やかな個別指導等の強化や新たな教育課題に対応したカリキュラムの見直し等を行うことにより、三重県における小学校教員採用占有率を35%にするとともに、教育学部教員養成課程の教員就職率を80%（大学院進学者等を除く）に増加する。また、第3期中期目標期間中に、学校を取り巻く状況や社会情勢、及び国の施策に対応して、教員養成課程の入学定員数の適正規模について検証し、見直す。【18】
- 4 本学が実施している「ピア・サポート制度」の充実と活性化を推進するために、学生が各種教育プログラムの支援に当たりながら学生同士のネットワークの構築を推進し、毎年40名以上のピアサポーターを輩出する。また、クラブ・サークル・学生委員会・ボランティア活動等の課外活動を活性化するため、国の財政措置の状況を踏まえ、情報の提供、施設・設備の拡充など支援を強化する。【19】

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(①) 入学者選抜

- 1 本学のアドミッション・ポリシーに基づく多面的で総合的な評価と判定のための入学者選抜方法の改善に取り組むため、アドミッション・センターを立ち上げる。また、入試フォローアップシステムを活用し、多面的に入学者選抜試験の評価や入学者の追跡調査を実施するなど継続的に入学者選抜方法を分析・検証する。【20】
- 2 本学の教育・研究資源を高校教育に役立てるため、引き続き高大連携事業（東紀

州講座、出前授業、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）・SGH（スーパーグローバルハイスクール）支援、サマーセミナー、大学授業の高校生への開放などに重点的に取り組むとともに、成果を検証し、南北に長い県の中心に位置する本学と南部・北部地域との双方向の交流手段として遠隔テレビ会議システム等を活かしながら、三重県内の高校生に対し、本学の教育・研究内容について理解が得られるような内容や方法の改善と開発を進める。【21】

- 3 本学の教育・研究・社会貢献の実態について、高校生や社会からの理解を深めるために、「大学案内」などの内容や活用方法を改善するとともに、ホームページを活用して、教養教育や専門教育の授業のダイジェストや入学前の補習の内容（リメディアル）を動画配信する。また、オープンキャンパスや大学見学（保護者・生徒）などの入試広報活動に、キャリア・ピアサポーター（学内資格取得者）、大学院生等を活用し、大学生と高校生の交流する機会を提供することや、学生の意見や発想を取り入れた広報活動を拡充するなど、大学の強みや特色、学部や大学院の教育と研究について多角的に情報発信する。【22】

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

（① 研究水準及び研究の成果）

- 1 三重大学の特色であるバイオサイエンス、次世代エネルギー（電池、持続可能エネルギーなど）、ナノテクノロジー、食品等の研究分野を発展させるために、新たなリサーチセンターの制度を構築し、外部調査機関による客観的評価を踏まえ、第2期終了時に比べ、特色ある研究成果が出るリサーチセンターの研究者数を増加させる。【23】
- 2 若手研究者（39歳以下（科研費の若手研究と同じ））による研究と異分野（複数の学部・研究科、学科）の連携研究及び国際共同研究を強化するために、研究支援方法を見直し、特に若手研究者の支援件数を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で10%増加させる。【24】

（② 研究成果の教育への反映及び社会への還元）

- 1 研究成果を学生教育に反映させるために、共同研究、受託研究に学生を参画させ、学生が主担当者となった研究を実施し、学生が連名となる学会発表、国際会議での発表に積極的に取り組む。【25】
- 2 産学官連携活動等を推進するために、研究成果を社会に公表（セミナー、講演会等）するとともに、三重県内4地域にサテライト（地域拠点）を設置し、共同研究、受託研究による商品・システム開発や自治体の政策立案を行う。特に中小企業との共同研究については、平成25年度の100件を、平成33年度までに国内最高レベルの200件へと倍増させる。【26】

（２）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

（① 戦略的研究推進体制）

- 1 三重大学の特色となる戦略的な研究を育成するため、これまでに産学官連携コーディネーターや知的財産担当教員等を整備しており、それらをより効率的に機能さ

せる研究支援専門職制度（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレータ（URA）のような制度）を整備する。【27】

（② 研究の水準及び質の維持・向上のための体制）

- 1 研究の水準及び質の維持・向上のため、科研費の研究計画調書についてアドバイスを行う研究費申請書作成支援制度、研究発表に必要な経費を支援する研究論文発表支援制度、科研費に採択されなかった研究者の、次の科研費獲得につながる研究を支援する研究支援制度の更なる改善や、大型研究機器の共同利用を進めており、これらを着実に実施することにより、特に科研費の申請率を80%にする。【28】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

（① 知の拠点）

- 1 地（知）の拠点大学による地方創生事業を推進し、三重県の活性化に寄与するため、三重県内4地域にサテライト（地域拠点）を設置し、「三重大学地域戦略センター」を「地域人材育成のハブ」として強化することにより、本学による地域に必要な人材（地域づくり人材、航空宇宙産業を支える人材、プロジェクト・マネジメント（PM）ができる研究開発人材等）の育成機能を補完するとともに、地域企業、地域行政で働く人材に対する教育機能も強化し、次の経営者候補人材、次の行政幹部候補人材の育成を行う。【29】
- 2 教育・研究の成果および知的情報を地域へ提供するため、三重大学博学連携推進室と三重県総合博物館や県内の他の博物館等と連携した教育・研究を実施するとともに、附属図書館が所蔵する学術資料や和古書等を地域社会が活用できるよう、現行システムの更新を含めたデータベース等の整備を行うほか、附属図書館、環境・情報科学館、その他学内施設の有効活用を行う。【30】
- 3 防災・減災活動を通じた地域の自治体、企業、市民等への貢献活動をさらに充実するため、三重県と共同で設立した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の機能を活用し、防災に関する人材の育成・活用、情報収集・啓発、地域・企業支援、および研究成果の社会実装を行う基盤を整備するとともに、社会の情勢に対応してPDCAサイクルを回し、基盤を持続可能な形にするほか、得られた成果を全国に発信する。【31】
- 4 社会生活や職業に役立つ情報を提供するために、公開講座や市民開放授業、教員免許状更新講習など、個々の事業の実態や成果を検証するとともに、地域住民が参画できる教育活動を拡充する。【32】
- 5 地（知）の拠点としての基盤や機能を強化するために、三重県と三重県内高等教育機関で創設に向けて進んでいる「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」の組織基盤の形成及び教育・研究や大学生支援のための各種連携事業において、県内唯一の国立・総合大学としての役割を果たすとともに、地（知）の拠点として地域に貢献するために、本学の授業開放等を推進する組織体制や仕組みを改善し、生涯学習としての学び直しの機会を創出する。【33】
- 6 地域連携機能を強化するため、新たに15の自治体を含め、三重県内の全ての自治体（29市町）と協定を締結し、各市町において実施するプロジェクト数を86

件に増加する。【34】

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

(① 大学と地域のグローバル化推進)

- 1 世界で活躍できるグローバル人材を育成するために、在学中に海外留学や国際会議などで海外へ派遣するための海外渡航支援制度や、ダブルディグリープログラムをはじめとしたアジアを中心とする海外からの留学生受入れプログラムを見直し、海外渡航学生数については入学定員の20%とし、受入留学生数については第2期の平均に比べ10%増加させる。【35】
- 2 国際教育・国際共同研究を充実させるため、英語による論文作成や研究発表のための教育プログラムを実施し、国際シンポジウム・セミナーなどを継続して開催することにより、在学中に英語による論文作成や研究発表などを経験した学生数を入学定員の30%まで増加させる。【36】
- 3 国際的に評価される優れた研究成果を創出するため、また、学内や地域で国際講演会、国際シンポジウムを開催し、地域のグローバル化を推進するため、海外からの研究者招へい制度を構築し海外からの研究者の受入人数を第2期の平均に比べ5%増加させる。【37】

(② 海外大学との交流の実質化)

- 1 地域社会からの要望の強い国・地域にある海外の大学との戦略的なパートナーシップを構築するため、国際戦略本部会議を中心に、国際的な教育・研究活動、国際交流事業、附属病院での国際的医療活動などに対して明確な意思を持った方針・戦略を策定する。【38】

(③ グローバル化に向けての地域社会と大学との協働)

- 1 地域の国際化を支援するため、三重県下の自治体、企業、地域社会などとの協力を強化し、産業界が必要とする人材や情報などについて、ホームページやデータベース機能などによりデータの共有化を推進するとともに、地域社会と大学の共通した課題に必要な人材育成などの協働を効果的に行える制度を構築する。【39】

(2) 学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

(① 学術情報基盤)

- 1 学生及び教職員の教育研究活動等を支援する学術情報基盤に必要な安全なサイバー空間を確保するため、大規模災害時のネットワーク基盤や機器管理にかかる組織的運営を強化するほか、クラウド化の推進や研修等による各種情報漏洩対策及びセキュリティ対策を行うとともに、情報セキュリティに係わる監査システムの導入を行い、年1回の情報セキュリティ監査を実施する。【40】
- 2 学生の学習環境を高度化するため、情報リテラシー教育による学修教育活動への発展的関与の計画を策定する。また、電子書籍やICTを用いた新たな教育方法を導入するほか、電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤に加え、機関リポジトリなどに研究成果を蓄積・発信する機能を強化する。【41】

（３）附属病院に関する目標を達成するための措置

（① 教育・研究）

- 1 三重県全体の医療水準の維持・向上を図るため、三重大学が展開する魅力ある卒前教育プログラム及び三重大学医学部附属病院の充実した卒後研修プログラムに対する理解を深め、地域枠学生をはじめとした三重大学医学部生等に対して三重大学プログラムへの登録を促し、初期研修医のマッチング率８０％以上を達成する。また、平成２９年度からの新たな専門医制度導入に向けて、三重県や学内外の関係機関と協力して教育支援体制を構築する。【42】
- 2 三重大学発の独創的な研究成果の創出に向けて、三重大学医学部附属病院所属の研究者が筆頭著者として英語論文を年間平均１１０編以上を発表する。また、地域圏統合型医療情報データベースの構築など研究推進体制を充実させ、新たな医療技術等の研究開発に取り組む。【43】

（② 地域医療・病院運営）

- 1 三重県各医療圏の特性や医療ニーズを踏まえ、高度急性期病院としての医療提供体制を充実するため、新たな診療科・診療部門の整備に取り組む。また、高度生殖医療や救急医療体制等の機能向上に取り組み、救命救急センターの年間受入患者数は平成２６年度比２０％増加を達成する。【44】
- 2 安定的な高度先進医療の提供に向けて、病院職員を対象とした教育研修を年間１０回以上開催するほか、病院長のリーダーシップの下、看護職員の６００人体制達成に向けた施策を推進する。また、機動的な病院運営を推進するため、病院長を中心とした病院執行部によって、経営状況の恒常的な分析に基づく経営改善に取り組む。【45】

（４）附属学校に関する目標を達成するための措置

（① 学部との連携）

- 1 教育実験校・教育実施校としての機能充実のため、毎年、教育学部と延べ１５講座以上の連携授業を実施するとともに、学部や附属学校園の研究の課題や計画に沿った研究プロジェクトを推進し、その成果を「学部・附属学校連携推進協議会」を通じフィードバックすることにより、学部との連携を強化する。【46】
- 2 教員養成カリキュラムに対応する教育実習・教育実地研究の場として、学部と連携し機能充実を図るために、教職支援センターとの連携を充実させる等、教育実習あるいは介護等体験などで受け入れた学生が、さらに附属学校と継続的に関わることのできるシステムを強化する。【47】
- 3 「連続性・系統性のある学習の保障」と「生きる力を持った子どもの育成」を目標とする附属四校園の一貫教育について、学部と連携し、各教科等における幼小中の一貫教育カリキュラムを開発するため、かかる全体会議（学部教員も含む）を年２回以上実施するとともに小委員会を年３回以上開催する。【48】

（② 運営の効率化・情報公開）

- 1 多様な子どもへの対応を中心とした教育研究成果を地域に還元するため、一貫的

な教育を実現できるよう附属学校園全体の教育研究組織を充実し、ウェブや電子メディアの効果的な利用などにより広報活動・情報公開を促進するとともに、三重県採用教員の初任者研修会の開催継続や公立学校等の要請に応じた講師派遣や相談支援を実施するなど、教育研究及びそれに基づく研修・相談について、附属四校園が地域におけるセンター的役割を果たす。【49】

- 2 附属学校園の運営の効率化を促進するため、教育委員会との連携のもと効果的かつ適切な人事交流を進め、教育及び学校運営に関わる現代的諸課題に対応できる人材を確保するとともに、校務や委員会等の整備・効率化を推進する。【50】

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(① 機動的・戦略的運営)

- 1 学長のリーダーシップの下、自主・自律的な業務の運営と改善体制を充実するため、各部局と本部組織とのそれぞれの果たす役割を明確にし、一体的かつ機能的な運営体制の構築を図るとともに、I R体制の整備や戦略的な経費配分等により、学長のガバナンス体制を強化する。【51】
- 2 地域社会のニーズを的確に把握し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会の運用の工夫改善や学外有識者を含む連携協議会等の活用により、様々な学外者の意見を法人運営に反映させる。【52】
- 3 国の制度改革（監事機能の強化）を踏まえ、監事機能が適切に発揮されるようにするため、監事監査等の内部チェック体制の見直しを図るとともに、戦略的な組織編成や人員配置などによりそのサポート体制を強化する。また、監事の指摘事項等を学内構成員へ周知するとともに、監査結果を法人運営に反映させる。【53】

(② 教職員人事)

- 1 教育職員人事において、多様で優れた教員組織を編成するため、優秀な若手教員、外国人教員を積極的に登用し、若手教員においては比率20%以上、外国人教員においては比率4%以上を達成する。【54】
- 2 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用計画に基づいて積極的に登用し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員の雇用率を16.5%となるよう促進する。【55】
- 3 教員の更なる意欲向上と能力発揮に資するため、年俸制の推進やクロスアポイントメント制度の導入等弾力的な給与制度による教員採用を推進し、年俸制教員においては承継内の10%を継続的に確保するとともに、テニユアトラック制度を更に推進し、教育研究を活性化させる。また、これまで構築してきた教育職員の業績評価体制を検証し、改善する。【56】
- 4 実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、第3期中期目標期間末までには、教員養成分野の全教員の20%を確保する。【57】
- 5 学長、理事等を支援する専門職能集団の更なる育成と強化のため、学内の幹部職員及び幹部候補職員を対象としたマネジメント研修等を実施する。また、職員の経営・管理・業務等に関する能力開発に資するため、eラーニングシステムを利用し

た研修等について検討を行い、必要な研修を実施する。【58】

- 6 男女共同参画をさらに強化するため、優秀な女性を積極的に登用することにより、女性教員比率18%以上、事務系職員の指導的地位に占める女性比率20%以上を達成する。また、本学及び三重地域の男女共同参画をさらに推進するため、三重県知事表彰「男女がいきいきと働いている企業 グッドプラクティス賞」を受賞(平成25年度)した実績を基に、男女共同参画フォーラム等の意識啓発事業を三重県と共催で実施するなど、三重県との連携を強化する。【59】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(① 教育研究組織の見直し)

- 1 「地域活性化の中核拠点」としての機能強化を図るため、「理工系人材育成戦略」等を踏まえ、多分野融合型研究の活性化や教員組織改革及び研究拠点の整備などを行い、本学の特色である地域イノベーション教育研究機能の更なる拡充に向けた組織改革を推進する。【60】
- 2 三重県教育委員会等との連携・協働により、三重県における教員養成の拠点機能を果たしていくため、教育学部・教育学研究科の組織改革を推進する。特に、学部は新課程を廃止するとともに教員養成課程に特化し、第3期中(平成29年度目途)に教職大学院を設置する。【61】
- 3 地域の要請に基づいて創設された学部の理念をさらに発展させ、多様化する社会の課題を発見し、解決に向けて努力できる人材を育成することで、地域圏大学としての役割を果たせるよう、県をはじめとする地方公共団体、地域企業等との協議を通じて、人文学部・人文社会科学研究科の組織改革を推進する。【62】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(① 業務の効率化・合理化)

- 1 学長ガバナンスを円滑に推進するため、学長の補佐体制の強化など事務組織の戦略的な組織編成や人員配置を行うとともに、事務の業務改善活動等を通じて恒常的に業務運営の効率化・合理化を進める。【63】
- 2 効率的な法人運営を行うため、第2期に引き続き、業務のアウトソーシングや他の大学との事務の共同実施(東海地区事務連携等)等を推進する。【64】

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(① 外部研究資金)

- 1 三重大学の特色ある研究を発展させるために、研究支援専門職を活用して戦略的に外部研究資金を獲得する仕組みを構築することや、新たなリサーチセンターの制度を構築すること等により、各省庁等の大型研究費(年間1,000万円以上)の件数を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で6%増加させる。【65】
- 2 外部研究資金の獲得金額を増加するために、科研費の研究計画調書作成におけるアドバイザー制度の見直しや社会連携機能を強化することにより、外部研究資金の採択効率を向上させ外部研究資金の獲得金額を、第2期の平均に比べ、第3期の平

均で8%増加する。【66】

(② 自己収入)

- 1 財政基盤の安定に資するため、企業、同窓生等への広報活動を一層強化することによる本学振興基金の増額や貸付単価の見直しによる学校財産貸付料収入の増額等により、第2期の平均自己収入額以上の自己収入額を確保するとともに、収入を伴う事業の拡大を行う。【67】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(① 経費の抑制)

- 1 一般管理費比率を抑制するため、施設・物品等の契約内容、形態の見直し及び施設設備の計画的な整備・運用等により、一般管理費の対業務費比率を第2期平均以下に抑制する。【68】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(① 資産の運用管理)

- 1 業務上の資金を有効活用するため、安全性・健全性を配慮した国債、地方債の購入や定期預金等を行い資金運用を行う。【69】
- 2 附属フィールドサイエンスセンターについて、効率的・効果的な運用を行うために、講習や生涯教育等の実施を通して地域の自治体・企業等との連携を強化することにより、連携事業の件数を第2期の平均件数と比較し、20%増加させる。また、練習船について、教育設備及び教育・実習プログラムの充実を通して教育関係共同利用拠点機能を強化することにより、他大学等との共同利用を拡大する。【70】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(① 大学評価の充実)

- 1 更なる大学改善を推進するため、これまで取り組んできたデータベースの整備や、法人評価・認証評価等の組織評価への効率的対応を踏まえ、全学及び各部局の自己点検・評価を引き続き実施し、その結果を学内委員会やウェブサイトでの公表を通じて教育研究活動にフィードバックする。【71】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(① 情報公開や情報発信等の推進)

- 1 社会への説明責任を果たすため、第2期に引き続き、教育、研究、社会貢献等の諸活動の状況を大学ポータル、報告書、ホームページ等の適切な媒体により迅速に情報を発信するとともに、英語版ホームページの更新や広報研修会の参加等を通して情報発信の方法について見直しを行う。【72】
- 2 すべての構成員が強み・特色を含めた本学のイメージを共有・発信するため、教職員や学生との連携強化による新たな広報システムを平成30年度までに構築し、

学生視線での本学の特色ある研究や取組、学生生活等の紹介を行うとともに、構成員の意識を向上させるための仕組みを作り、実践する。【73】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(① キャンパス環境)

1 大学の特色である三翠を生かすために、学生・教職員・地域との連携による3R活動、緑化整備などのサステイナブルキャンパス（環境負荷低減に資する大学の取組等）活動を年10回以上行い環境意識の高い学生・社会人を育成することにより、地域社会への社会的責任（USR: University Social Responsibility）を果たす。【74】

2 環境に配慮したキャンパスを目指すために、平成24年度より実施している学生・教職員による環境活動にインセンティブを付与するMIEUポイントと平成23年度より実施している施設の運用改善であるスマートキャンパス事業などの省エネ活動を継続し、第3期中期目標期間中においてエネルギー使用量を6%削減する。（平成27年度比、原単位）【75】

3 地域社会等に関わられたグローバルキャンパス整備を推進するために、国の財政措置の状況を踏まえ、キャンパスマスタープラン等に基づき人と自然との調和・共生に配慮した優しいキャンパス整備を毎年度実施する。【76】

(② 施設マネジメント)

1 大学の教育・研究等の活動に必要な施設・設備等の整備・充実を図るとともに安心・安全なキャンパス整備を推進するために、学長のリーダーシップのもと施設整備委員会にて戦略的な施設マネジメントを推進する。特に、学長裁量スペースの効果的運用、スペースチャージの徴収を継続して行い、施設の利用状況調査、施設及び設備の老朽度、安全性の点検調査をそれぞれ毎年度実施する。【77】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(① 安全・危機管理)

1 地震・津波等の自然災害への対応能力を向上させるため、三重大学危機管理マニュアル及びBCPに基づく防災訓練（図上・実働）を年2～3回実施し、マニュアル及びBCPの実効性を検証するとともに、定期的な防災研修、及びオリエンテーション、eラーニングの活用、あらゆる機会をとらえた啓発活動並びに本学ウェブサイトへの掲載等により、全学生・教職員対象の地震・津波避難訓練の参加率について、毎年10%の上積みにより平成30年度までに40%、平成33年度までに70%をそれぞれ達成する。また、事前の復興対策を整備するため、復旧・復興マニュアルを策定し、緊急事態発生時の初動段階から応急段階、復旧・復興段階までの実施すべき対応要領等を完整させる。【78】

2 事故等の危機発生を未然に防止するため、危機管理委員会を年1回以上開催し、危機管理規程及び危機管理基本マニュアルに基づき、対応マニュアル等の点検整備や危機回避策の検討を行うと同時に、役職員、学生への教育訓練を毎年実施する。

【79】

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

(① 法令遵守等)

- 1 公正な研究活動の発展と推進及び研究費の適正な使用の推進のために、公正研究推進室において、研究の質の保証、研究費の不正使用の防止、研究倫理教育等に関する具体的措置（学部初年次からの研究倫理教育の実施、大学院での「研究倫理」の授業の開設等）の企画・管理を行い、不正防止を徹底するための講義形式やeラーニング等による研修等を毎年度実施する。【80】
- 2 学生・教職員の個人情報の流出等を防ぐため、個人情報保護に関する規程、情報セキュリティポリシー等の学内周知を徹底し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を毎年度実施する。【81】
- 3 職員一人ひとりが法令遵守（コンプライアンス）の持つ意義を常に意識し、高い倫理観と良識のもと公正、公平かつ誠実に職務を遂行するため、コンプライアンス推進体制の機能を強化し、コンプライアンスに関する研修・啓発活動を行うとともに内部通報・外部通報体制等を充実させる。【82】

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
2, 9 0 6, 8 1 7 千円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
 - ・計画はない
- 2 重要な財産を担保に供する計画
 - ・医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
(医病)基幹・環境整備 (上浜)基幹・環境整備 小規模改修	総額 2,120	施設整備費補助金（321） 長期借入金（1,487） (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (312)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- ・教職員の人事・給与制度の弾力化等の人事給与システム改革を行う。
- ・優秀な若手教員及び外国人教員の登用を積極的に推進する。
若手教員の比率20%以上、外国人教員の比率4%以上を達成
退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員の雇用率を16.5%となるよう促進
- ・テニュアトラック制度及び年俸制による教員採用を推進する。
承継内における年俸制教員の比率10%を確保
- ・教員養成分野において、学校現場での指導経験を有する大学教員の確保に努める。
教員養成分野の全教員の20%を確保
- ・幹部職員養成及び職員の能力・資質向上のため、研修の充実を図る。
- ・事務系職員の人事交流を積極的に推進し、幹部登用において他機関での勤務経験を考慮する。
- ・女性教員及び女性幹部職員の登用を積極的に推進する。

女性教員比率 18%以上、事務系職員の指導的地位に占める女性比率 20%以上を達成

- ・職員の採用は、年齢構成及び男女のバランス等を考慮して行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 114,455百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 計画はない

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (大学改革 支援・学位 授与機構)	1,432	1,431	1,373	1,496	1,559	1,551	8,842	19,219	28,060

(注) 端数処理を行っているため、合計額が合わないことがある。

金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位:百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	11	12	12	12	12	12	70	219	289

(注) 端数処理を行っているため、合計額が合わないことがある。

金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産) 計画はない

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ・教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別 表 (収 容 定 員)

学 部	人文学部	1, 0 4 0 人	
	教育学部	8 0 0 人 (うち教員養成に係る分野	8 0 0 人)
	医学部	1, 0 9 0 人 (うち医師養成に係る分野	7 5 0 人)
	工学部	1, 6 6 0 人	
	生物資源学部	1, 0 6 0 人	
研 究 科	人文社会科学研究科	3 0 人 (うち修士課程	3 0 人)
	教育学研究科	8 2 人 〔うち修士課程 専門職学位課程	5 4 人 2 8 人〕
	医学系研究科	2 3 5 人 〔うち修士課程 博士課程	4 6 人 1 8 9 人〕
	工学研究科	4 8 0 人 〔うち修士課程 博士課程	4 3 2 人 4 8 人〕
	生物資源学研究科	2 1 2 人 〔うち修士課程 博士課程	1 7 6 人 3 6 人〕
	地域イノベーション学研究科	4 5 人 〔うち修士課程 博士課程	3 0 人 1 5 人〕

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	68,587
施設整備費補助金	321
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	312
自己収入	155,396
授業料及び入学料検定料収入	25,821
附属病院収入	127,759
財産処分収入	0
雑収入	1,816
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	15,787
長期借入金収入	1,487
計	241,890
支出	
業務費	209,606
教育研究経費	96,224
診療経費	113,382
施設整備費	2,120
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	15,787
長期借入金償還金	14,377
計	241,890

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 114,455 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人三重大学職員退職手当規程等に基づいて支給す

ることとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第 3 期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y - 1) \times \beta$ (係数)
- (2) $E(y) = \{E(y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$
- (3) $F(y) = F(y)$
- (4) $G(y) = G(y)$

D (y)：教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y)：その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y)：機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y)：基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y)：教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y)：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y)：一般診療経費（⑦）を対象。

J(y)：債務償還経費（⑧）を対象。

K(y)：附属病院収入（⑨）を対象。

V(y)：一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y)：附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α（アルファ）：機能強化促進係数。△1.2%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成 29 年度以降は平成 28 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は、平成 28 年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	243,660
經常費用	242,282
業務費	214,544
教育研究経費	23,850
診療経費	60,291
受託研究費等	10,675
役員人件費	860
教員人件費	61,590
職員人件費	57,278
一般管理費	6,587
財務費用	1,101
雑損	0
減価償却費	20,050
臨時損失	1,378
収入の部	243,763
經常収益	242,385
運営費交付金収益	68,587
授業料収益	21,797
入学金収益	3,247
検定料収益	777
附属病院収益	127,759
受託研究等収益	10,675
寄附金収益	4,727
財務収益	83
雑益	1,733
資産見返負債戻入	3,000
臨時利益	1,378
純利益	103
総利益	103

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 臨時損失及び臨時利益には、附属病院旧病棟取り壊しに伴う減損損失により発生する

金額を計上している。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	245,073
業務活動による支出	221,132
投資活動による支出	6,381
財務活動による支出	14,377
次期中期目標期間への繰越金	3,183
資金収入	245,073
業務活動による収入	239,770
運営費交付金による収入	68,587
授業料及び入学科検定料による収入	25,821
附属病院収入	127,759
受託研究等収入	10,675
寄附金収入	5,112
その他の収入	1,816
投資活動による収入	633
施設費による収入	633
その他の収入	0
財務活動による収入	1,487
前期中期目標期間よりの繰越金	3,183

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。